★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務今に

Vol.198

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所

(発行・差出人)

せのお社会保険労務士・行政書士事務所 代表 妹尾 悟

(返還先)

岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016 TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214

MON

●HPは「せのじむ」で検索してね♪

チンチロ チンチロリン♪ 虫の声が聞こえるよ



徒然なるままに Vol.145

青いお茶

毎年「〇〇の秋」は、「食欲の秋」で決まりの 社労士の妹尾です。日本人に生まれて好かったと思えると きです。ところで、先日、仁淀川へ行ってきました。仁淀川の 風景が大好きで、年に1回は行っています。行った日は、あ いにくの雨。いつもの「仁淀ブルー」(仁淀川の青さを表現 した言葉)を見ることはできなくて残念でした。

なので、これまた年に1回は行く、「あすなろ茶屋」さんで、 美味しいランチを食べに行くと、名物沢渡茶をベースにした

青いお茶が置いてありました。 高知商生と協同で、商品化した もので、仁淀ブルー(青)に掛け たお茶に舌鼓。外は雨続きで したが、お口の中は晴天でした。 (^O^)/ (妹尾 悟)



十月になったら

こんにちは、スタッフの筒井です。 朝晩は、多少涼しくなってきていますが、 今年は、秋の期間は、どれ位続くのだろうと 毎年思っています。

仕事上、十月は、七月に申請した算定基礎によって、社会保険料が変わる月と思ってしまいますが、皆さんも給与明細で確認されてみてはいかがでしょうか。変わっていない人もいますが、その額によって将来もらえる年金の額も変わってくるので良かったら確認してみてください。

十月の祝日は、10月14日スポーツの日です。

毎年体を動かさないといけないなあと考えさせられる日でもあります(笑)まだまだ健康でありたい人は、回りの人を見ていて思うことですが、少しでも体を動かした方が良いようです。 (筒井 浩美)

知っ得! 人事労務トピックス

●労働者死傷病報告など電子申請義務化

令和7年1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務づけられます。 災害の発生が年内であっても、来年以降に報告する災害についても適用となります。

●電子申請までの流れ

- ①帳票入力支援サービスよりe-GOVにログイン
- ②帳票作成メニューから作成したい帳票を選択
- ③帳票の作成後、電子申請

●今回の改定のポイント

- ・電子申請義務化にあわせ入力項目が追加されている
- ・事前にe-GOVアカウントか、GビズIDの取得が必要
- ・労働者死傷病報告だけではなく、定期健康診断結果報告、ストレスチェック検査結果等報告も義務化される
- ・帳票入力支援サービスの使い勝手はよそうだが、略図を添付するなど、パソコン操作に慣れていることが必要
- ・とは言っても、当面、紙でも受付はする(監督署により対応が変わりそう)

スポーツの秋

こんにちは、スタッフの川合です。 10月に入り、今年も残りわずかとなりま した。季節の変わり目は体調を崩しやすい 時期です。適度な運動を心がけ、健康を維持したいもの です。

10月第2月曜日はスポーツの日です。数ヶ月前から体育館を借りて友人や知人を集めて毎週バレーボールをしています。運動神経はそこまで優れているわけでもないのですが、みんなとボールを繋いでいくバレーボールは楽しくて運動不足も解消できる私にとって最高のスポーツです。これからも継続しておこなえるように怪我に気を付けて過ごしていきたいです。

(川合千愛輝)